答 弁 第 二 二 五 号平成十九年五月二十五日受領

内閣衆質一六六第二二五号

平成十九年五月二十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出情報収集衛星の導入の経緯に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出情報収集衛星の導入の経緯に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省として、御指摘の記事及び記述があることは承知している。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国が情報収集衛星を導入するに際して、 御指摘の孫崎

国際情報局長 (当時) が米国を訪問したことは事実であるが、 米国とのやり取りの具体的内容については、

対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、 明らかにすることは差し控えたい。

四について

御指摘の者は、 平成十一年七月から平成十四年三月までの間、 イラン・イスラム共和国駐箚特命全権大

使を務めた。

五について

イスラム革命防衛隊は情報機関としての性格も併せ持つことから、 お尋ねについては、 対外的に我が国

が不利益を被るおそれがあり、 外務省として明らかにすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、必ずしもイスラム革命防衛隊の活動の全容

を把握しているわけではなく、答弁を差し控えたい。

七について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。